

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準の運用基準

(運用の一般的事項)

第1 指名は、下記に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 業種区分に属する業務の被指名者の選考は、対象業務の種類、規模及び内容を十分考慮し、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(昭和58年岩手県告示第1328号)に基づく資格者の中から、資格申請を行う際申請業務を申告した者で、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準実施細目(以下「実施細目」という。)に定める要件を満たす者を指名するものとする。
- (2) 実施細目には、業務内容に応じた地域要件、技術者要件、受注実績要件、受注実績のない資格者の取扱い等を定めるものとするが、業務の難易度区分、業務内容及び技術者要件は別表1～6を基本とする。
- (3) 実施細目に定める技術者要件を満たす者以外の者であって、過去5年間に県発注の対象業務と同種の業務において受注実績があり、その業務成績が良好な者については、当該技術者要件にかかわらず指名することができるものとする。
- (4) 委託契約の内容が特別な技術を要する業務に係るものであるため、実施細目に定める要件を満たすだけでは被指名者として不十分であると認める場合は、特別な要件を付して被指名者を選考することができるものとする。
- (5) 建設関連業務は、それぞれの業務内容に応じた専門性に基づく高い精度を要求される業務であり、業務ごとに管理技術者(主任技術者)を定めることが望ましいことから、原則として分離発注するものとする。ただし、業務の内容や業務の総合的監理の必要性等から、分離発注が特段に不都合と判断される業務については、この限りでない。
- (6) 受注実績のない資格者については、実施細目に定める「受注実績のない資格者の取扱い」を満たすものの中から、指名する者の総数の1割程度指名できるものとする。
- (7) 同一地区に同時期に同種業務が複数発注される場合又は年度途中において指名回数に格差が生じていると認められる場合は、指名バランスを考慮するものとする。
- (8) 複数の業種にわたる業務の場合は、業務の内容に照らし、主たる業種の中から選定するものとする。

(指名の基本方針)

第2 次に掲げる事項については、指名の際に十分配慮するものとする。

- (1) 委託業務成績(第1第3号関係)
該当業務の前年度における委託業務成績評定要領(平成15年3月6日付け建技第573号)による成績(以下「委託業務成績」という。)の平均点が実施細目で定める点数以上であること。
- (2) 技術的適性(第1第3号関係)
対象業務を実施するための技術士等を十分確保できること。
- (3) 不誠実な行為の有無(第1第3号関係)
建設関連業務について、契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受託者が従

わないこと等、対象業務の指名の日の直前における、業務委託契約の履行に係る不誠実な行為の有無。

(4) 経営状況（第1第3号関係）

経営状態が健全であること。

（尊重する事項）

第3 次の事項に該当する場合は、指名の際に尊重するものとする。

(1) 委託業務成績（第2関係）

「建設関連業務について、委託業務成績が極めて優良であること。」とは、該当業務の前年度における委託業務成績の平均点が実施細目で定める点数以上であることをいう。

また、表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

（非指名理由に該当する事項）

第4 次の各号の一に該当する者は、指名しないものとする。

(1) 指名停止等（第3第1号関係）

「指名停止期間中」とは、対象業務の指名の日において、「県営建設工事に係る指名停止等措置基準」（平成7年2月9日付け建振第281号）の規定に準じた措置により、指名停止中であることをいう。

(2) 不正又は不誠実な行為（第3第2号関係）

「不正又は不誠実な行為があること。」とは、次のことをいう。

ア 建設関連業務について、契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受託者が従わないこと等の状態が対象業務の指名の日まで継続しており、業務委託契約の履行が不誠実であること。

イ 暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者であること。

エ 「県営建設工事に係る指名停止等措置基準」（平成7年2月9日付け建振第281号）の規定に準じた措置要件に該当し指名停止等の措置の手続のいとまがない場合であること。

(3) 経営状況（第3第3号関係）

「経営状況が著しく不健全であると認められること。」とは、対象業務の指名の日において、手形交換所による取引停止処分、主要取引銀行からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であることをいう。

(4) 委託業務成績評価（第3第4号関係）

「建設関連業務について、委託業務成績評価が著しく不良であること。」とは、該当業務の前年度における委託業務成績の平均点が実施細目で定める点数未満であることをいう。

(5) 総合点数（第3第5号関係）

「指名競争入札参加資格審査における総合点数が著しく低いこと。」とは、総合点数が実施細目で定める点数未満であることをいう。

(6) 安全管理の状況（第3第6号関係）

「安全管理の状況が建設関連業務の受託者（以下「受託者」という。）として不相当であると認められること。」とは、安全管理の改善に関し、労働基準局等からの指導に対する改善が行われていないことをいう。

(7) 労働福祉の状況（第3第7号関係）

「労働福祉の状況が、受託者として不相当であると認められること。」とは、次のことをいう。

賃金不払い等労働福祉に関する不正行為又は不誠実な行為があること。

(8) その他の不正行為等（第3第8号関係）

「その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受託者として不相当であると認められること。」とは、前各号に掲げるもののほか、対象業務の指名の日の直前に不正行為その他不誠実な行為があることをいう。

別表 1

測 量

難易度区分	業務内容	技術者要件
高度な業務	難易度の高い測量業務で、「設計業務等標準積算基準書（国土交通省監修）」に該当する測量調査費を計上するもの。	測量士を概ね 30 人以上擁し、資格申請において該当測量業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	「高度な業務」及び「簡易な業務」に該当しない測量業務。	測量士を概ね 5 人以上擁し、資格申請において該当測量業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	基準点測量や水準測量を伴わない簡易な測量業務。	測量士を 1 人～ 4 人擁し、資格申請において該当測量業務を申請業務として申告した者。

別表 2

地質調査

難易度区分	業務内容	技術者要件
高度な業務	コンサルタント的調査業務を含む地質調査業務で、解析等調査業務費に係る技術経費率が 30% であるが高度な技術力を要する業務及び技術経費率 40% 以上の業務。	総合技術監理部門（応用理学 - 地質） 応用理学部門（地質） 総合技術監理部門（建設 - 土質及び基礎） 建設部門（土質及び基礎）の技術士を概ね 5 人以上擁し、資格申請において地質調査業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	コンサルタント的調査業務を含む地質調査業務で、解析等調査業務費に係る技術経費率を 20% または 30% としている業務。	総合技術監理部門（応用理学 - 地質） 応用理学部門（地質） 総合技術監理部門（建設 - 土質及び基礎） 建設部門（土質及び基礎）の技術士（ただし、「同等と認められる技術者」を含む。）を 2 人以上擁し、資格申請において地質調査業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	コンサルタント的調査業務を含まない地質調査業務で解析等調査業務費に係る技術経費率を計上しない業務。	「高度」及び「普通」の要件に該当しない者で、資格申請において地質調査業務を申請業務として申告した者。

別表 3

土木（調査・計画、設計）農林水産部

難易度区分	業務内容	技術者要件
高度な業務	設計業務等の積算基準において、主たる部分の技術経費率 40%程度以上としている業務。	建設部門の技術士（総合技術監理部門（建設）を含む）と当該業務に係る専門技術士を合わせて3人以上かつ当該業務に係る専門技術士もしくはRCCMが2人以上（うち技術士1人は必須）擁し、資格申請において該当委託業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	設計業務等の積算基準において、主たる部分の技術経費率 30%程度としている業務。	建設部門の技術士（総合技術監理部門（建設）を含む）と当該業務に係る技術士（ただし、当該業務に係る「同等と認められる技術者」を含む。）を合わせて2人以上擁する者。 または、建設コンサルタント登録（当該業務の部門）を行っている者で、資格申請において該当委託業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	設計業務等の積算基準において、主たる部分の技術経費率を 20%程度とし、「高度な業務」及び「普通の業務」に該当しない業務。	「高度」及び「普通」の要件に該当しない者で、当該業務に係る有資格技術者を1人だけ擁し、資格申請において該当委託業務を申請業務として申告した者。

別表 4

土木（調査・計画、設計）県土整備部

難易度区分	業務内容		技術者要件
高度な業務	設計業務等の積算基準において、主たる部分の技術経費率 40%程度以上としている業務。	下水道以外	建設部門の技術士（総合技術監理部門（建設）を含む）が3人以上かつ当該業務に係る専門技術士もしくはRCCMが2人以上（うち技術士1人は必須）擁し、資格申請において該当委託業務を申請業務として申告した者。
		下水道	建設部門の技術士（総合技術監理部門（建設）を含む）が3人以上かつ総合技術監理部門（水道 - 下水道）水道（下水道）部門の技術士もしくはRCCMが2人以上（うち技術士1人は必須）擁し、資格申請において下水道業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	設計業務等の積算基準において、主たる部分の技術経費率 30%程度としている業務。	下水道以外	建設部門の技術士（総合技術監理部門（建設）を含む）（ただし、当該業務に係る「同等と認められる技術者」を含む。）を2人以上擁する者。 または、国土交通省の建設コンサルタント登録（当該業務の部門）を行っている者で、資格申請において該当委託業務を申請業務として申告した者。
		下水道	総合技術監理部門（水道 - 下水道）水道（下水道）部門の技術士（ただし、当該業務に係る「同等と認められる技術者」を含む。）を2人以上擁する者。 または、国土交通省の建設コンサルタント登録（下水道業務の部門）を行っている者で、資格申請において下水道業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	設計業務等の積算基準において、主たる部分の技術経費率を 20%程度とし、「高度な業務」及び「普通の業務」に該当しない業務。		「高度」及び「普通」の要件に該当しない者で、当該業務に係る有資格技術者を1人だけ擁し、資格申請において該当委託業務を申請業務として申告した者。

別表5(1)

用地測量

難易度区分	業務内容	技術者要件
高度な業務	設計金額が、5,000千円以上の業務。	測量士及び補償業務管理士(土地調査部門)を擁し、資格申請において土地調査業務を申請業務として申告した者。 ただし、土地改良業務については、測量士及び補償業務管理士(土地調査部門)または土地改良補償業務管理者を擁し、資格申請において土地調査業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	設計金額が、2,000千円以上5,000千円未満の業務。	測量士及び補償業務管理士(土地調査部門)または土地調査業務経験7年以上の者を擁し、資格申請において土地調査業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	設計金額が、2,000千円未満の業務。	測量士を擁し、資格申請において土地調査部門の業務を申請業務として申告した者。
国有林野等関係業務	国有林野に係る用地測量、国有保安林解除申請書作成及び使用申請書作成(所管換及び譲与申請含む)業務。民有保安林に係る保安林解除申請書等作成業務。	測量士を擁し、資格申請において土地調査部門の業務を申請業務として申告した者。

別表5(2)

物件営業等調査業務

難易度区分	業務内容	技術者要件
高度な業務	物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の複数部門の調査算定業務。 工場、店舗及び営業所等大規模工作物等 特殊建築物 漁業権等の特殊補償	それぞれの補償業務管理士(該当部門)を擁し、資格申請において該当部門の業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	「高度な業務」及び「簡易な業務」に該当しない業務。 (物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門を単独で行う業務等)	補償業務管理士(該当部門)を擁し、資格申請において該当部門の業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	物件部門のうち立木、野立看板及び簡易な工作物等の調査算定業務。	格申請において物件部門の業務を申請業務として申告した者。

別表5(3)

土地評価・事業損失・補償関連

難易度区分		業務内容	技術者要件	
土地評価・事業損失・補償関連	土地評価業務	土地評価のための同一状況地域の区分 土地に関する補償金算定業務 空間もしくは地下使用に関する補償金算定業務 残地等に関する損失補償に関する調査及び補償金算定業務	資格申請において土地評価業務を申請業務として申告した者または、不動産鑑定士を擁し、資格申請において不動産鑑定業務を申請業務として申告した者。	
	事業損失業務	事業損失に関する調査算定業務	補償業務管理士(事業損失部門)を擁し、資格申請において該当部門の業務を申請業務として申告した者。	
	補償関連業務	高度な業務	事業認定申請図書または収用裁決申請図書の作成業務。	補償業務管理士(補償関連部門)を擁し、資格申請において該当部門の業務を申請業務として申告した者。
	補償関連業務	普通の業務	上記以外の業務等 意向調査、生活再建調査 その他これらに類する調査業務 補償説明業務	資格申請において補償関連部門の業務を申請業務として申告した者。

別表 6

建築設計関係業務

難易度区分	業務内容	技術者要件
高度な業務	別表 6-2「県土整備部所管（建築設計関係）委託業務区分表による。	建築設計専業（建設会社に属する設計事務所等は除く）で1級建築士を2人以上擁しており、該当する業務を申請業務として申告した者。
普通の業務	別表 6-2「県土整備部所管（建築設計関係）委託業務区分表による。	建築設計専業（建設会社に属する設計事務所等は除く）で1級建築士（1人以上は必須）と建築関係有資格技術者を合わせて2人以上擁しており、該当する業務を申請業務として申告した者。
簡易な業務	別表 6-2「県土整備部所管（建築設計関係）委託業務区分表による。	建築設計専業（建設会社に属する設計事務所等は除く）で1級建築士を擁しており、該当する業務を申請業務として申告した者。

別表 6 2

建築設計関係委託業務区分表

難易度区分	意匠	構造	設備	工事監理
高度な業務 （美術館、博物館等の類似例が少ない複雑な設計）	・ 建築設計	・ 構造設計 ・ 耐震診断 ・ 耐震改修設計 ・ 耐力度調査	・ 暖冷房設備設計 ・ 衛生設備設計 ・ 電気設備設計	・ 高度な意匠、構造、設備の業務に係る工事監理
普通の業務 （高度、簡易な業務以外のもの）	・ 同上	・ 同上	・ 同上	・ 普通の意匠、構造、設備の業務に係る工事監理
簡易な業務 （木造建築物等に係る簡易なもの）	・ 同上	・ 同上	・ 同上	・ 簡易な意匠、構造、設備の業務に係る工事監理